

不正な資料請求の防止について（放送大学からのお願い）

架空または他人の個人情報（氏名・住所・電話番号等）を使用した「いたずら資料請求」や「なりすまし資料請求」など、悪質な迷惑行為が発生しており、本学のみならず、善良な第三者様にも多大な迷惑がかかっていると同時に、実際に損害が生じております。

これら悪質な資料請求を未然に防止するため、本学ではやむをえず以下の対策をとりました。

「いたずら資料請求」「なりすまし資料請求」などの迷惑行為をおこなった当該利用者に対しては、本学が法的な措置を含み必要と判断する措置を行うことができるものとします。

「いたずら資料請求」「なりすまし資料請求」などの迷惑行為によって、本学や第三者に損害を生じさせた場合、IP アドレス（ホストアドレスなどを記録させていただいております。）などの情報を関係諸機関に報告するとともに、警察へ被害届を提出させていただく場合があります。

なお、「いたずら資料請求」「なりすまし資料請求」などの迷惑行為は「偽計業務妨害罪」（刑法 233 条）にあたり、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

また、「いたずら資料請求」「なりすまし資料請求」などの迷惑行為は、個人情報データ処理経費、発送経費の他、不正であることが判明した場合の個人情報データ削除経費などが発生するため、損害賠償請求の措置を取らせていただく場合があります。

放送大学ウェブサイト【資料請求】ページをご利用いただく皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。